

神戸市ボランティアマッチングシステムホームページ  
開発及び運用・保守サービス業務委託  
実施要領（公募型プロポーザル）

**1 案件名称**

神戸市ボランティアマッチングシステムホームページ開発及び運用・保守サービス業務

**2 業務内容に関する事項**

(1) 事業目的と概要

多様な団体・市民に向けて地域活動へ参加するきっかけとなる情報を提供し、人材を募集している地域活動団体とつなげることで、地域課題の解決を図るとともに、地域団体への新たな人材の参画を促すためのデジタルプラットホームとしての機能を有するホームページを構築、運用する。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 事業規模（契約上限額）

金 12,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

(4) 契約期間

契約締結後～令和 6 年 3 月 31 日

(5) 履行場所

神戸市が指定する場所

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

**3 契約に関する事項**

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約を締結しないことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

(4) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

**4 応募資格、必要な資格・許認可等**

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- (2) 令和 4・5 年度神戸市入札参加資格（工事請負または物品等）を有すること。
- (3) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされているものを除く。）でないこと。
- (4) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。

## 5 スケジュール

(1) 公募開始	令和5年6月13日14時
(2) 参加申請関係書類の提出期限	令和5年6月27日17時30分
(3) 参加資格決定通知	令和5年6月28日以降
(4) 質問受付締切	令和5年7月3日17時30分
(5) 質問に対する回答	令和5年7月4日以降
(6) 企画提案書の提出期限	令和5年7月26日17時30分
(7) プレゼンテーション	令和5年8月1日(予定)
(8) 選定結果通知	令和5年8月2日以降
(9) 契約締結・事業開始	令和5年8月上旬(予定)
(10) 事業完了	令和6年3月31日

## 6 応募手続き等に関する事項

### (1) 実施要領等の交付

- ア 交付開始 令和5年6月13日14時以降
- イ 交付方法 下記、神戸市ホームページにて掲載  
※直接配布、郵送等による配布は行いません。  
<https://www.city.kobe.lg.jp/a52374/sankakusuisin/hojyokinsien.html>
- ウ 交付資料 (ア) 公募型プロポーザル実施要領(本書)  
(イ) 仕様書  
(ロ) 契約書(案)  
(ハ) 各種様式

### (2) 参加申請手続き及び参加資格決定通知

- ア 受付期間 令和5年6月13日から令和5年6月27日17時30分まで
- イ 提出書類 (ア) 参加申込書(様式第1号)  
(イ) 団体概要(任意様式)
- ウ 提出部数 1部
- エ 提出方法 本要領「8. その他(2) 提出先、問い合わせ先」までEメールにより提出すること。
- オ 参加資格決定通知 令和5年6月28日以降に、参加資格決定通知書(様式第2号)により、Eメールにて通知する。

### (3) 質問の受付

- ア 受付期間 令和5年6月13日から令和5年7月3日17時30分まで
- イ 提出方法 別紙「質問票」(様式第3号)に記載し、本要領「8. その他(2) 提出先、問い合わせ先」までEメールにより提出すること。
- ウ 回答方法 参加者全者に対して、令和5年7月4日以降にEメールにより回答する。

### (4) 企画提案書の提出

- ア 企画提案書は、A4版(縦横自由)とし、任意様式とする。
- イ 企画提案書の必須記載項目は、以下のとおりとする。
  - ① 本業務に対する考え方、実施方針
  - ② 提案のセールスポイント
  - ③ 本業務の実施方法、手法等
  - ④ 本業務にかかる実施体制・支援体制
  - ⑤ 業務実績(類似業務実績など)
  - ⑥ 提案見積と積算根拠
  - ⑦ 令和6年度から令和10年度までの保守・管理・運用経費の見積
- ウ 受付期間 令和5年6月13日から令和5年7月26日17時30分まで
- エ 提出方法 「PDFデータ」にて、本要領「8. その他(2) 提出先、問い

合わせ先」まで、Eメールにより提出すること。

## 7 選定に関する事項

### (1) 選定基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

- ア 業務目的および業務内容の理解度【5点】
- イ デザイン（ユーザー目線の構成、デザイン等）【15点】
- ウ 機能性（使いやすさ、操作性、検索性等）【20点】
- エ 工程の計画性、実施手順の妥当性【15点】
- オ 事業目的遂行にかかる手法の的確性、実現性【25点】
- カ 本サイトの事業目的をより効果的に達成するための独自の提案【15点】
- キ 将来性（神戸市の所管する他のサイトとの連携可能性）【10点】
- ク 見積金額及び費用積算根拠の妥当性【30点】
- ケ 地元企業加点【15点】

※「ア～キ」の項目については1点刻みの採点とする。

※「ク 見積金額及び費用積算根拠の妥当性」の項目の内訳については、令和5年度にかかるシステム構築・導入等経費及び保守・管理・運用経費に対し「(提案者のうち最も低い見積り金額/当該提案者の提示する見積り金額)×15点」、令和6年度から令和10年度までの保守・管理・運用経費の合計に対し、「(提案者のうち最も低い見積り金額/当該提案者の提示する見積り金額)×15点」とする。なお小数点以下は切り捨てとする。

※「ク 地元企業加点」の項目については、神戸市内に「本店」を有する場合は「15点」、  
「支店、営業所等」を置く場合は「8点」、神戸市内に拠点を持たない場合は「0点」とする。

### (2) 選定方法

- ア 本企画提案の審査については、「神戸市ボランティアマッチングシステムホームページ 開発及び運用・保守サービス業務」事業者選定委員会が行い、その意見を受けて選定する。
- イ 選定委員は、審査基準に沿って企画提案書の審査を行う。
- ウ プレゼンテーション
  - (ア) 開催日時及び場所 参加資格を有する事業者へ、別途通知する。
  - (イ) 内容・方法 来庁もしくはオンライン形式による。
- エ 審査の結果、評価点の合計の最も高い事業者を、契約の相手方の候補者として選定する。
- オ 審査の結果、評価点の合計の最も高い事業者が複数いる場合は、「事業目的遂行にかかる手法の的確性、実現性」の項目の点数が高い方を選定する。
- カ 評価点の合計が5割に達していない場合は、委託予定事業者として選定しない。企画提案者が1者であっても同様の扱いとする。
- キ 委託予定事業者が辞退又はこの公募型プロポーザル実施要領の規定に違反した事等を理由に協議が不調のときは、企画提案審査会で順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

### (3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(4) 選定結果の通知及び公表

- ア 契約の相手方の候補者として選定された事業者については、「契約候補者選定通知書」(様式第6号)をもって、当該事業者宛てに通知する。
- イ 契約の相手方の候補者として選定された事業者との協議を経て、契約の相手方が決定した場合は、評価結果及び選定結果を速やかに、「審査結果通知書」(様式第7号)をもって全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。本市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の応募者の総得点を掲示する。

8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ すべての企画提案書は返却しない。
- エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない(神戸市情報公開条例に基づく公開を除く)。
- オ 提出期限経過後の企画提案書の差し替え等は認めない。
- カ 企画提案書の著作権はプロポーザル参加者に帰属する。提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の利権の対象となっているものを使用した結果生じた責任については、プロポーザル参加者が負うものとする。
- キ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

(2) 提出先、問い合わせ先

〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1  
神戸市 地域協働局 地域活性課 NPO支援担当  
電話番号：078-322-6491  
メールアドレス：social-kobe@office.city.kobe.lg.jp  
担当者：戸田(とだ)、瀬下(せしも)